

## 令和7年度指名停止状況

様式外1

### ○工事請負業者の指名停止状況

※指名停止期間中のものを掲載しております。

No.	商号又は名称	本店所在地区	指名停止期間			指名停止措置要件該当項目等 (山形市工事請負業者指名停止要綱)	指名停止理由
1	明光技研株式会社	市外	12か月	R7.3.5	R8.3.4	別表第2(6)競売入札妨害又は談合	明光技研株式会社の代表取締役は、高畠町が発注した「川合橋外橋梁補修設計業務」において、同町職員から不当に価格情報を得て、入札の公正を害したとして、令和7年2月16日、公契約関係競売等妨害の容疑により山形県警に逮捕された。
2	株式会社中央技術コンサルタント	県外	6か月	R7.8.1	R8.1.31	別表第2(5)競売入札妨害又は談合	株式会社中央技術コンサルタントの東北支店長は、宮城県気仙沼市が発注した道路設計業務において、同市職員から不当に価格情報を得て、入札の公正を害したとして、令和7年7月21日に公契約関係競売等妨害の容疑により宮城県警に逮捕された。
3	日本交通技術株式会社	県外	6か月	R8.1.14	R8.7.13	別表第2(3)独占禁止法違反行為	日本交通技術株式会社は、特定跨線橋点検等業務について、他社と共同して受注予定者を決定し、入札価格の調整等を行うことで、公共の利益に反して、特定跨線橋点検等業務の取引分野における競争を実質的に制限していたことから、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年12月19日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。
4	株式会社トーニチコンサルタント	県外	3か月	R8.1.14	R8.4.13	別表第2(3)独占禁止法違反行為	株式会社トーニチコンサルタントは、特定跨線橋点検等業務について、他社と共同して受注予定者を決定し、入札価格の調整等を行うことで、公共の利益に反して、特定跨線橋点検等業務の取引分野における競争を実質的に制限していたことから、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年12月19日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。